

第3回  
会津美里町農業委員会定例総会

令和6年2月20日 火曜日 14時00分

会津美里町役場本庁舎2階 206会議室

会津美里町農業委員会

### 第3回 会津美里町農業委員会定例総会議事録

1. 日時 令和6年2月20日 火曜日 14時00分～14時30分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 206会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 野中 充	
	2番 佐々木 弘則	
	3番 眞鍋 伸太郎	
	4番 眞部 剛	
	5番 星 忠彦	
	6番 松本 晋平	
	7番 木野 光洋	
	8番 福田 眞実	
	9番 大井 豊記	
	10番 柴崎 陽	
	11番 村松 祐一	
	12番 間舩 一男	
		推進委員 渡邊 武雄
		推進委員 佐藤 和人
		推進委員 元木 博人
		推進委員 長峯 巖
		推進委員 上野 貞二
		推進委員 梅宮 孝
		推進委員 佐藤 健一
		推進委員 山内 祐太郎
		推進委員 佐々木 宏光
		推進委員 齋藤 武美
	農業委員 12名出席／12名	
	推進委員 0名出席／10名	
4. 議事録署名人	7番 木野 光洋	8番 福田 眞実

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局次長

後藤 淳

係長

田邊 実千代

主査

廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局次長 会議の前に、御報告いたします。  
今回、全員出席ということで、会議規則第7条の規定により、この総会が成立することを報告いたします。

事務局次長 それでは、ただいまから、第3回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長より御挨拶申し上げます。

( 会長 挨拶 )

事務局次長 それでは、会議規則第5条により議長を会長にお願いいたします。

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。  
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。  
7番 木野 光洋 委員、8番 福田 真実 委員の両名を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。  
次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 ( 会務の報告 )

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

( 質疑なし )

議 長 なければ会務報告を終わります。  
それでは、議事に入ります。

## 【農地法第3条関係】

議 長 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号43番、譲渡人は〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、譲受人は〇〇さん。申請農地は、旭館端字館〇〇番 畑〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡人が高齢化による規模縮小のため、譲受人が経営規模拡大のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格は、10aあたり70,000円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号44番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。申請農地は字新用地〇〇番 外〇筆 田〇〇㎡、字三日町甲〇〇番 外12筆 畑 〇〇㎡で、合計〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡人が経営移譲のため、譲受人が経営移譲のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格は親族のため無償となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号45番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。申請農地は、字御田〇〇番 畑〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡人が耕作不便・低生産農地のため、譲受人が相手方要望のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格は総額で〇〇円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号46番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。申請農地は穂馬字井戸川〇〇番 田〇〇㎡、穂馬字家廻乙〇〇番 畑〇〇㎡、合計〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡人が病気等で労力不足のため、譲受人が経営規模拡大のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格は田が10aあたり375,000円で、畑が10aあたり250,000円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号47番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。申請農地は八木沢字大水口〇〇番 田〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡人が耕作不便・低生産地であり、譲受人が経営効率化のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格については、10aあたり400,000円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号 48 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。申請農地は、字高田道上〇〇番 外〇筆 畑で〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡人が経営規模縮小であり、譲受人が相手方要望のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格については、総額〇〇円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号 49 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。

申請農地は字宮後 10 番 田で〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡人が遠方に住んでおり管理できないため、譲受人が相手方要望のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格については、親族のため無償となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。説明は以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは審議に入ります。  
議案第 8 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。  
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 8 号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

## 農用地利用集積計画【利用権設定】

議 長 次に 議案第 9 号 農用地利用集積計画の決定について を審議いたします。本案件は、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。  
それではまず、受付番号 434 番から 466 番までを議題といたしますので、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 434 番から 466 番まで原案のとおり決定いたします。

議 長 次に、受付番号 467 番を議題といたします。本件については、〇〇 委員が関係しておりますので、会議規則第 11 条の規定により、〇〇 委員は退席願います。

— 〇〇 委員 一時退席 —

議 長 それでは、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 467 番は原案のとおり決定いたします。

— 〇〇 委員 着席 —

議 長 〇〇委員に申し上げます。本案件は原案のとおり決定しました。  
次に、受付番号 468 番、469 番を議題といたします。本件については、〇〇 委員が関係しておりますので、会議規則第 11 条の規定により、

〇〇 委員は退席願います。

— 〇〇 委員 一時退席 —

議 長 それでは、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 468 番 469 番は原案のとおり決定いたします。

— 〇〇 委員 着席 —

議 長 〇〇委員に申し上げます。本案件は原案のとおり決定しました。

### 【遊休農地にかかる非農地の決定について】

議 長 次に、議案第 10 号 遊休農地にかかる非農地の決定について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 遊休農地の非農地判断であり、机上での確認の上、判断をしております。通し番号 33 番から 42 番、農地の所在は、旭寺入字日暮沢〇〇番 外〇筆です。地目、面積、所有者、現況確認日等については、一覧表のとおりです。現地確認については、事前に事務局で現地を確認し写真を撮ってきています。それに基づき農業委員会より委員 2 名と事務局で机上での調査をしております。その結果、33 番と 40 番は原野とし、その他は山林とすることが妥当との判断であります。説明は以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。  
本件は現地調査を行っておりますので、出席委員からの報告を求めます。  
通し番号 33 番から 42 番について、松本晋平委員より報告願います。

松本委員 非農地判断のための現地調査について御報告を申し上げます。  
通し番号 33 番から 42 番、非農地化希望申請者は、〇〇さん 外〇名です。  
当該農地については、農地法の運用について第 4（2）の所有者からの申請に基づき、令和 6 年 1 月 19 日、定例総会終了後に机上で調査いたしました。  
現地調査は、現地の積雪を考慮し、事前に令和 6 年 1 月 10 日 午後 1 時 30 分から事務局の田邊係長と廣谷主査が現地調査を実施しております。  
調査委員は、村松祐一委員と私が当該農地の位置図及び非農地調査表、現地写真をもとに調査を行いました。判断基準は、農地法の運用について第 4（4）に基づき判断いたしました。  
旭寺入字日暮沢〇〇番 外〇筆は、寺入集落から約 800 m 南東の山中に位置しております。現地資料を精査し、事務局より聞き取りをしたところ、当該農地は未整備の農地であり、40 年以上不耕作地となっており、杉が植えられて、山林の様相でありました。また、農作業道路も狭く、農地の形状も小さく異形であり、一部を除き山林化しており、〇〇筆とも農地として復元できないと判断いたしました。  
申請農地は、山林や原野で囲まれているため他への影響はありません。旭寺入字横道〇〇番、〇〇番は非農地・原野、その他の〇筆は非農地・山林が妥当であると判断いたしました。以上、御報告申し上げます。

議 長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。  
議案第 10 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。  
原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 10 号は原案のとおり決定いたしました。  
これをもって議案の審議を終了いたします。

## 【相続による農地の取得 農地法第3条の3第1項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。  
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますが御異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第6号から第9号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第60号は12件の届出がありました。詳細については、相続案件のため省略いたします。

## 【農地法第5条第1項第6号の規定による届出】

事務局次長 報告第7号は、1件の届出がありました。  
受付番号2番 譲渡人〇〇さん、〇〇さん。譲受人〇〇さん。  
申請農地、字新町〇〇番 畑〇〇㎡。権利を移転しようとする理由は宅地分譲です。建築物の名称及び面積は、宅地分譲で〇〇㎡、市街化区域の届出であります。

## 【合意解約について】

事務局次長 報告第8号は、7件提出されております。それぞれの事由により、両者合意の上で解約がなされたものでありますので、詳細についてはお読み取りいただきたいと思っております。

## 【現況確認証明書の交付について】

事務局次長 報告第9号は1件の届出がありました。  
申請人は、〇〇さん。申請地は、福重岡字八重松甲〇〇番 畑で、面積は〇〇㎡であります。申請理由は、農地法の施行以前に住宅が建築された土地について、地目変更登記をするためであります。説明は以上です。

議 長 それでは、報告事項について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。  
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 本日はお忙しいところ参集され、また慎重審議をして頂きまして誠にありがとうございました。次回は合同会議もありますのでよろしくお願ひいたします。以上をもちまして、第3回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。

《 14:30 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名する。

令和6年2月20日

議 長 \_\_\_\_\_  
( 間船 一男 )

議事録署名人 \_\_\_\_\_  
( 7番 木野 光洋 )

議事録署名人 \_\_\_\_\_  
( 8番 福田 真実 )